業務委託における旅費交通費の長崎県の新運用

設計業務等標準積算基準書を用いて発注する業務については、原則、下記 I、2により旅費交通費の積算を行うものとする。なお、これにより難い場合は、見積りによるものとする。

1. 旅費交通費の率を用いた積算(通常)

対象:本土地区·近離島の業務全般。離島地区《遠離島》の「特殊な測量業務」を 除く測量業務。

なお、特殊な測量業務とは、測量調査※Iや3次元測量等の高度な測量業務、 指名業者が全て島外業者※2の測量業務をいう。

- ※ | 設計業務等標準積算基準書の第 | 編測量業務 | | 4 別表第2 「測量調査に ついての運用」を参照
- ※2 島外業者とは、島内に本社または営業所を有しない者をいう。 なお、島内業者とは、本社または営業所を有する者をいう。

また、近離島・遠離島は、下記表のとおり。

近離島	高島、松島、池島、県北・田平地区の離島
遠離島	下五島(奈留島、久賀島、椛島含む)、上五島、壱岐、対馬、宇久島、小値
	賀島、江ノ島、平島

(1)旅費の率を用いた積算

「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査・計画業務」については、各業務の直接人件費(地質調査業務においては直接調査費(電子成果品作成費、印刷製本費を除く直接調査費))に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。なお、率を適用する区分は積算基準書に準拠する。

往復旅行時間にかかる直接人件費は、積算上含まれているため、別途計上しない。

同一業務の中で、複数区分の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて 算出すること。

離島の測量業務において、3次元測量・指名業者が全て島外業者等の特殊な測量業務については、「2. 旅費交通費の率を用いた積算(遠離島)」を適用する。

区分	旅費交通費	旅費交通費の上限(千円)
測量業務 直接人件費の 0.56%		230
地質調査業務 直接人件費の 2.14%		1,026
土木設計業務	直接人件費の 0.63%	244
調査·計画業務	直接人件費の 1.49%	597

- (注)ア.測量業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議にかかる費用 (旅費交通費のみ)を含んでいる。現地作業での連絡車(ライトバン)運転に 係る機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれて いるため、別途計上しない。
 - イ. 地質調査業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議、現地作業(現地踏査等含む)にかかる費用(旅費交通費のみ)を含んでいる。
 - ウ. 土木設計業務、調査・計画業務における旅費交通費の率は、打合せ(照査報告、点検報告、流量観測結果報告含む)、関係機関協議、現地作業(現地踏査、点検等含む)にかかる費用(旅費交通費のみ)を含んでいる。

2. 旅費交通費の率を用いた積算(遠離島)

対象:離島地区《遠離島》の業務全般。ただし、<u>測量業務は「3次元測量・指名業者</u>が全て島外業者等の特殊な測量業務」のみに適用する。

下記の(1)、(2)、(3)の合計を旅費交通費として計上する。

なお、島内業者(本社または営業所)と島外業者の混合指名の場合、入札の結果、島内業者(本社または営業所)が受注した場合は、(I)の本土~離島間の航空機代・船代の積み上げ分、(2)、(3)を減額するものとし、その旨を特記仕様書に記載すること。

特記仕様書記載例

本業務において、〇〇島内の業者と契約した場合は、本土からの旅費(本土~離島間の積上げ分)、宿泊費·宿泊手当及び往復旅行時間にかかる直接人件費について減額するものとする。

(1)旅費の率と積上げを用いた積算

「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査・計画業務」については、各業務の直接人件費(地質調査業務においては直接調査費(電子成果品作成費、印刷製本費を除く直接調査費))に対し、下記表(I.の(I)の表と同じ)の率を乗じた額と、本土~離島間の航空機代・船代の積み上げ分を旅費交通費として積算すること。なお、率を適用する区分は積算基準書に準拠する。

地質調査業務においては、機材等を運搬車(小型トラック等)により、運搬する 必要があるため、運搬車の車両運賃を積上げた分を旅費交通費として積算すること。

また、特殊な測量業務、土木設計業務、調査・計画業務において、機材等を本土 から運搬しなければならない場合に限り、運搬車の車両運賃を積上げることがで きる。

往復旅行時間にかかる直接人件費は含まれていないため、別途計上する。

同一業務の中で、複数区分の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区分	旅費交通費	旅費交通費の上限(千円)		
測量業務	直接人件費の 0.56%	230		
地質調査業務	直接人件費の 2.14%	1,026		
土木設計業務	直接人件費の 0.63%	244		
調査·計画業務	直接人件費の 1.49%	597		

- (注)ア.測量業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議にかかる費用 (本土から離島間の旅費交通費を除く)を含んでいる。現地作業での連絡車 (ライトバン)運転に係る機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経 費率等に含まれているため、別途計上しない。
 - イ. 地質調査業務における旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議、現地作業(現地踏査等含む)にかかる費用(本土から離島間の旅費交通費を除く)を含んでいる。
 - ウ. 土木設計業務、調査、計画業務における旅費交通費の率は、打合せ(照査報告、点検報告、流量観測結果報告含む)、関係機関協議、現地作業(現地踏査、点検等含む)にかかる費用(本土から離島間の旅費交通費を除く)を含んでいる。

(2) 率を用いた場合の日当・宿泊料 宿泊費・宿泊手当の積算

離島地区(遠離島)における「3次元測量・指名業者が全て島外業者等の特殊な測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査・計画業務」について宿泊を伴う場合は、各業務に対して定められた係数(下記表を参照)に延べ宿泊日数を乗じた額を、日当・宿泊料として積算すること。なお、適用する区分は積算基準書に準拠すること。以下のとおり積算するものとし、宿泊費・宿泊手当の積算について特記仕様書に記載すること。

なお、往復旅行時間にかかる直接人件費については、別途計上する。

同一業務の中で、複数区分の積算を行う場合は、それぞれの区分の係数を用 いて算出すること。

区分	日当·宿泊料(千円)
測量業務	7.3X
地質調査業務	6.6X
土木設計業務	7.1X
調査・計画業務	7.1X

X:延べ宿泊日数(休日補正日数を含む)

1) 宿泊費

宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して職員の旅費に関する条例(昭和 29 年 11 月 1 日長崎県条例第 47 号)に記載のとおり、国家公務員等の旅費支給規程(昭和 25 年 5 月 1 日大蔵省令第 45 号)(以下、旅費支給規定とする)で定める額(宿泊費基準額)と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

なお、宿泊費基準額は旅費支給規程別表第二の職務の級が十級以下の 者に記載の一夜当たりの金額とする。(旅費支給規程別表第二の額は消費 税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。)

2) 宿泊手当

宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して職員の旅費支給に関する規則(昭和29年11月9日長崎県人事委員会規則第13号)第11条の3で定める一夜当たりの定額とする。(規程別表第4の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。)

【留意事項】

発注者は宿泊施設の住所・宿泊日・宿泊費が記載された領収書及び宿泊内容の詳細(食事の有無)等の必要資料(※)を受注者から受理し、当該資料をもって変更精算を行う。なお、発注者が必要書類を求めたにも関わらず提出がなされなかった場合は、当該費用の計上は行わないものとする。

(注)宿泊費上限額は、食事代を含め宿泊施設に支払う額を基に判断。

(※)必要資料の例

- 例① 宿泊施設の住所·宿泊日·宿泊費·朝食夕食の有無が記載された領収書の写し
- 例② 宿泊施設の住所・宿泊日・宿泊費が記載された領収書の写し及び朝 食夕食の有無が表示された予約完了画面や予約通知メールの写し等

○都道府県ごとの1泊あたりの宿泊費上限額(消費税込)(一部抜粋)

都道府県	宿泊費上限額
長崎県	11,000円
福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円
東京都	19,000円

○区分ごとの1泊あたりの宿泊手当支給額(消費税込)

区分	宿泊手当支給額		
朝夕食無し(素泊まり)	2,400 円		
朝又は夕食有(食付)	1,600 円		
朝夕食有(2食付)	800 円		

特記仕様書記載例

宿泊費及び宿泊手当については、長崎県の『職員の旅費に関する条例』に準じた それぞれの上限額に積算基準書に基づき算出した宿泊日数を乗じた金額を当初 設計として計上しているが、変更時においては、受注者より受理した宿泊費に関する 領収書の写し等をもって、実費精算を行うものとする。ただし、宿泊日数と宿泊費の 上限は下記のとおりとし、発注者が必要資料を求めたにも関わらず提出がなされな かった場合は、当該費用の計上は行わないものとする。

【宿泊日数の上限】

積算基準書に基づき算出された宿泊日数(なお、受注者の責によらず宿泊日数 が増えた場合は、受発注者協議の上、上限日数を決定するものとする。)

【宿泊費上限額】

長崎県の『職員の旅費に関する条例』に準じた上限額

本業務における1泊当り宿泊費の上限額:11,000円(税込)(長崎県)

(注)宿泊費上限額は、食事代を含め宿泊施設に支払う額を基に判断。

《実費精算に必要となる資料》

宿泊施設の住所・宿泊日・宿泊費が記載された領収書、及び宿泊内容の詳細 (食事の有無)等がわかる資料。

- 例① 宿泊施設の住所·宿泊日·宿泊費·朝食夕食の有無が記載された領収書 の写し
- 例② 宿泊施設の住所·宿泊日·宿泊費が記載された領収書の写し及び朝食夕 食の有無が表示された予約完了画面や予約通知メールの写し等

宿泊を伴う外業所要日数の休日補正は、外業に従事する技術者別に次式 により算定する。

Di=Ci+[(Ci-I)/5]×2(土曜、日曜を休日とする場合)

ただし、[]内については、小数点以下を切捨て整数とする。

 $Si = Di \times (技術者別編成人員)$

Ci:標準作業量における技術者別各作業区分の外業所要日数の合計

Di: 補正された外業所要日数 Si: 補正された外業延人日数

i : 測量技術者、地質技術者、設計技術者

(3) 往復旅行時間にかかる直接人件費

往復旅行時間にかかる直接人件費は、上記(1)、(2)に含まれていないため、 下記の「離島の往復旅行時間にかかる標準歩掛について」により、別途計上する こと。ただし、下記離島以外の遠離島については、実情に基づき、適切に計上する

離島の往復旅行時間にかかる標準歩掛について

1. 出先機関での「打合せ」について(1回当たり往復)

五島	0.50 人	
上五島	0.50 人	(長崎発)
上五島	0.40 人	(佐世保発)
壱岐	0.40 人	
対馬	0.50 人	
上対馬	0.90 人	

- 1. 県内企業の実施を想定しているため、東京等からの移動が必要な特殊な業務 は別途考慮する。
- 2. 長崎から各出先機関まで、公共交通機関を利用した場合で算定している。
- 3. 上五島は長崎発と佐世保発のいずれも使用できる。
- 4. 編成人員は、歩掛等による。
- 5. 地質調査業務については、「解析等調査業務費」に計上すること。
- ※協働現地調査の照査技術者による報告及び三者会議についても適用する。

2. 現地調査等(踏査など)について(1回当たり往復)

	•	
五島	0.70 人	
上五島	0.70 人	(長崎発)
上五島	0.60 人	(佐世保発)
壱岐	0.60 人	
対馬	0.60 人	
上対馬	0.60 人	

- 1. 県内企業の実施を想定しているため、東京等からの移動が必要な特殊な業務 は別途考慮する。
- 2. 長崎から五島は福江港、長崎から上五島は鯛の浦港、佐世保から上五島は有川港、長崎から壱岐・対馬は空港までの公共交通機関を利用した移動時間である。
- 3. 観測業務など定期的に離島への移動が必要な場合にも計上すること。
- 4. 編成人員は、歩掛等による。なお、地質調査業務における編成人員は、技師A、

技師C、技術員を基本とする。

- 5. 地質調査業務については、「解析等調査業務費」に計上すること。
- ※協働現地調査の合同現地踏査についても適用する。
- 3. 調査業務等における現地作業について(1回当たり往復)

五島	1.00人	
上五島	1.20 人	(長崎発)
上五島	0.90 人	(佐世保発)
壱岐	1.00人	
対馬	1.80人	
上対馬	1.90人	

- 1. 地質調査業務のように機材等を運搬車(小型トラック等)により、運搬する必要がある場合を想定している。
- 2. 県内企業の実施を想定しているため、東京等からの移動が必要な特殊な業務は別途考慮する。
- 3. 長崎から五島は福江港、長崎から上五島は奈良尾港、佐世保から上五島は有川港、長崎から壱岐・対馬は港までのライトバン運転及びフェリーを利用した移動時間である。
- 4. 編成人員は、歩掛等による。
- 5. 地質調査業務については、「一般調査業務費」に計上すること。

業務委託の旅費交通費の積算方法(参考早見表)

委託業務の旅費交通費の積算方法について、下記表を参考とすること。 なお、下記表の打合せ・現地作業を伴う業務にかかる旅費交通費①~⑤は、 下記のとおり。

- ①本土内の旅費(率)
- ②本土~離島間の航空機代・船代(積上げ)
- ③離島内の旅費(率)
- ④日当·宿泊料(係数×延べ宿泊日数(自動計算))宿泊費·宿泊手当(上限付き 実費精算)
- ⑤往復旅行時間にかかる直接人件費(歩掛又は積上げ)
- ※①と③は、同じ率に含まれる

旅費交通費対象の早見表

(対象:○)

業種	業務箇所	①	2	3	4	(5)
測量業務	本土	0	1	_	1	_
	近離島	0	ı	0	ı	_
	遠離島	0	1	0	1	_
	本土	0	1	_	1	_
特殊な測量業務	近離島	0	ı	0	1	_
	遠離島	0	0	0	0	0
	本土	0	ı	_	ı	_
地質調査業務	近離島	0	ı	0	1	_
	遠離島	0	0	0	0	0
	本土	0	1	_	1	_
設計業務	近離島	0	ı	0	1	_
	遠離島	0	0	0	0	0
	本土	0	_	_	_	_
調査·計画業務	近離島	0	_	0	_	_
	遠離島	0	0	0	0	0

【例1】上五島の測量業務の場合(起工設計時)

- ①本土から上五島支所までの旅費(バス等運賃)
 - ⇒率により計上(I.(I)参照)
- ※測量業務の場合、現地作業に伴うライトバン運転は歩掛に含まれているため、打合せ時に必要な旅費を率の対象としている。
- ※島外業者と混合指名の場合でも島外からの旅費は計上しない。

【例2】対馬の設計業務の場合(起工設計時)

- ①本土から長崎空港までの旅費(バス等運賃)
 - ⇒率により計上(2.(1)参照)
- ②長崎空港から対馬空港までの旅費(航空運賃)
 - ⇒積上げにより計上(2.(1)参照)
- ③対馬空港から対馬振興局までの旅費(バス等運賃)
 - ⇒率により計上(2.(1)参照)
- ④日当·宿泊料宿泊費·宿泊手当(宿泊を伴う場合)
 - ⇒ 係数と宿泊日数を乗じた自動計算により計上(2.(2)参照)

{宿泊費(※1)+宿泊手当(※2)}×宿泊日数(※3)を計上する。

- (※1:宿泊都道府県ごとの宿泊費上限額)(長崎県:11,000円)
- (※2:朝夕食無し(素泊まり)の際の宿泊手当支給額)(2.400円)
- (※3: 積算基準書に基づき算出した宿泊日数)
- ⑤打合せ及び現地踏査等での往復旅行時間にかかる直接人件費
 - ⇒歩掛により計上(3建企第 259 号令和3年 8 月 3 I 日付け「離島の往復旅行時間にかかる標準歩掛について」参照)

【例3】 壱岐の地質調査業務の場合(起工設計時)

- ①本土から唐津東港までの旅費(ライトバン運転)
 - ⇒率により計上(2.(1)参照)
- ②唐津東港から印通寺港までの旅費(船舶運賃)
 - ⇒積上げにより計上(2.(1)参照)
- ③印通寺港から壱岐振興局までの旅費(ライトバン運転)
 - ⇒率により計上(2.(1)参照)

④日当·宿泊料宿泊費·宿泊手当(宿泊を伴う場合)

⇒ 係数と宿泊日数を乗じた自動計算により計上(2.(2)参照)

{宿泊費(※1)+宿泊手当(※2)}×宿泊日数(※3)を計上する。

(※1:宿泊都道府県ごとの宿泊費上限額)(長崎県:11,000円)

(※2:朝夕食無し(素泊まり)の際の宿泊手当支給額)(2,400円)

(※3:積算基準書に基づき算出した宿泊日数)

- ⑤現地作業等での往復旅行時間にかかる直接人件費
 - ⇒歩掛により計上((3建企第 259 号令和3年 8 月 3 I 日付け「離島の往復旅 行時間にかかる標準歩掛について」参照)
- ※打合せの場合、下記②と上記④⑤のみを別途計上する。
- ②長崎空港から壱岐空港までの旅費(航空運賃)
 - ⇒積上げにより計上(2.(1)参照)